

「改正社会福祉法の研修会」開催のご案内

平成28年3月に「社会福祉法の一部を改正する法律」（以下、「改正社会福祉法」という）が成立し、一部既に施行されています。本格的な主要な事項は平成29年4月1日施行です。

社会福祉法人の皆様には大きな影響を与える改正であるために、当事務所としても、次の通り当事務所主催の研修会を開催いたします。平成28年9月・10月にかけて実施しますので、是非ご参加をお願いします。

- | | |
|----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成28年9月26日（月）14:00～16:00 |
| 2. 会 場 | 石井税理士事務所3階研修室（長崎市恵美須町7-21） |
| 3. テ ー マ | 「改正社会福祉法の概要とその対応」 |
| 4. 内 容 | ①経営統治の強化
②適正な経営統治のために必要な内部統制
③経営組織面、内部管理体制面、会計面からのポイント
④定款・経理規程等の留意点
⑤財務規律と社会福祉充実計画の作成・手順について |
| 5. 参 加 費 | 無料 |
| 6. 申 込 方 法 | 平成28年9月23日（金）までにFAXでお申込ください |
| 7. お 問 い 合 わ せ | 石井税理士事務所（担当：道山）
TEL：095-825-1130 FAX：095-822-5578 |

----- キ リ ト リ 不 要 -----

「改正社会福祉法の研修会」参加申込書

貴社名				
受講者名	所属・役職		ご氏名	
	所属・役職		ご氏名	
	所属・役職		ご氏名	

《 送付先 石井税理士事務所 FAX 095-822-5578 》